

企業組合ほっと 通所介護ほっと
(総合事業通所介護サービス含む)
《介護保険事業所番号：0570506428》

- 1 通所介護事業所利用契約書
- 2 通所介護事業所重要事項説明書
- 3 個人情報に関する同意書

目 次

- 1 通所介護事業所利用契約書
(P2~P8)
- 2 通所介護事業所重要事項説明書
(P9~P15)
- 3 個人情報の使用に係る同意書
(P16)

通所介護ほっと 契約書

_____様（以下「契約者」といいます）と企業組合ほっと（以下「事業者」といいます）は、契約者が通所介護ほっと（以下「事業所」といいます）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり締結します。ただし、契約者が著しく判断能力が不十分な場合は、契約者の家族等々による代理人の記名押印により契約を締結できるものとします。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- ① 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- ② 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスおよび総合事業通所介護サービスの内容、利用日、利用期間、費用等の事項（以下「通所介護個別サービス計画」といいます）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

この契約期間は契約の締結の日から、契約者の総合事業認定、要支援・要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、契約者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護個別サービス計画の決定・変更）

- ① 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護個別サービス計画書を作成するものとします。
- ② 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- ③ 事業者は、通所介護個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- ④ 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者もしくはその家族等々の希望に応じて、通所介護個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護個別サービス計画を変更するものとします。
- ⑤ 事業者は、通所介護個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、総合事業通所介護サービス・介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- ① 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供するものとします。ただし、区分支給限度額を超えた費用については全額自己負担となり、保険の適用にはなりません。
- ② 事業者は前項のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等々に対しても分かりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス料金の支払い）

- ① 事業者は、契約者が支払うべき総合事業給付、介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護予防・介護保険給付額といいます）の限度において、契約者に代わって保険者及び秋田県国民健康保険連合会から支払いを受けます。
- ② 契約者は要支援・要介護状態に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者を支払うものとします。ただし、契約者がいまだ総合事業対象者、要支援、要介護認定を受けていない場合は、認定結果が分かるまで請求いたしません。
- ③ 第5条第1項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- ④ 前項のほか、契約者は食事の提供に係る費用と事業者が準備するおむつを使用した場合、おむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- ⑤ 前4項に定めるサービス利用料金は1か月毎、未締めで計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- ① 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- ② 契約者は、利用予定当日での中止、変更した際にはキャンセル料を負担することとします。
- ③ 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- ① 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、総合事業給付・介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- ② 第6条第3項及び第4項に定めるサービス料金については、経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- ③ 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- ① 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。
- ② 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の職員もしくは契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ④ 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（秘密の保持及び個人情報の保護）

事業者及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者若しくはその家族等々に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の事項については、法令上、介護保険事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅サービス事業所等との連携
- ③ 契約者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 契約者に病状の急変が生じた場合等の主治医等への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第11条（事業継続計画）

事業者は自然災害や感染症等により、通常の業務継続が困難とならないよう、あらかじめ事

業継続計画を策定し、その計画をもとに事業継続のための代替サービスや事業の縮小などを準備する。年に2回机上訓練および実証訓練を行い、状況や職員体制に応じた対応を行い、見直しを検討する。

第12条（虐待防止措置）

事業者は虐待の発生または、再発を防止するため以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を従業員へ周知する。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対して虐待防止のための研修を定期的を開催するため研修計画を定める。
- ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに再発防止を講じる。

第13条（身体拘束等の適正化の推進）

事業者は身体拘束等の適正化を図る観点から、以下の措置を講じる。

- ① 身体拘束委員会を設置し、2ヶ月に1度開催するとともに、その結果を従業員へ周知する。
- ② 身体拘束等の適正化を図るため、指針を整備する。
- ③ 従業員に対して身体拘束等の適正化を図るための研修を年に2回開催するため研修計画を定める。
- ④ 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第4章 契約者の義務

第14条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- ① 契約者は、事業所の施設、備品、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- ② 契約者は、事業所の施設、備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に修復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- ③ 契約者の心身の状態により特段配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等々と事業者との協議により、施設、備品の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

- ① 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約

者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。

② 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 16 条（損害賠償がなされない場合）

① 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(イ) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(ウ) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(エ) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 17 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災等のその他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 6 章 契約の終了

第 18 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

① 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

(ア) 契約者が死亡した場合

(イ) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(ウ) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(エ) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(オ) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

② 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条（契約者からの途中解約）

- ① 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- ② 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (ア) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - (イ) 契約者が入所した場合
 - (ウ) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 20 条（契約者からの契約解除）

- ① 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (ア) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - (イ) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (ウ) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (エ) 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

- ① 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (イ) 契約者による、第 6 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (ウ) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (エ) 契約者のハラスメント等により、事業者との信頼関係の構築が難しい場合

第 22 条（精算）

第 15 条～第 18 条により本契約が終了した場合において、契約者が、既に行われたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 11 条（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契 約 者

住 所 由利本荘市 _____

氏 名 _____ (印)

契約者代理人（契約者との関係 _____）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

事 業 者

所 在 地 由利本荘市石脇字田尻28番地802

事 業 者 名 企業組合ほっと

代 表 者 代表理事 松本 慶一 (印)

通所介護ほっと 重要事項説明書

当事業所は契約者に対して通所介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当サービスの利用は、原則として総合事業の申請を行い、「事業対象者」として認定を受けた方および、要介護認定の結果「要支援、要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも介護保険を申請された日からサービスの利用は可能です。

1.事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	通所介護ほっと
開設年月日	平成13年03月01日
所在地	〒015-0012 由利本荘市石脇字田尻 28 番地 802
電話番号(FAX)	0184-28-5525 (0184-28-5526)
管理者名	鈴木 恵美
利用定員	25名/1日あたり

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所は利用される方が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう通所介護事業及び総合事業通所介護サービスを提供いたします。
運営の方針	日常生活活動の低下の予防、認知症予防のための生きがい活動、及びご家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の支援を行います。小規模な施設である特色を生かし1人ひとりに合せたゆとりのあるきめ細やかなサービスを提供いたします。

(3) 職員の体制

当事業所では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置は、指定基準を厳守しています。）

職種	職員配置	勤務形態
管理者	1名	常勤兼務1名
生活相談員	1名以上	常勤兼務2名
看護師	1名以上	非常勤専従2名、非常勤兼務1名
機能訓練指導員	1名以上	常勤専従1名、非常勤兼務1名
介護員	3名以上	常勤専従3名、常勤兼務2名、非常勤専従3名
歯科衛生士	1名以上	非常勤専従1名
管理栄養士	1名以上	常勤専従1名
調理員	1名以上	常勤専従1名、非常勤専従1名

(4) 営業日、営業時間及び通常の事業実施地域

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、8/13.14、12/31～1/3
サービス提供時間	午前9:00から午後4:00

	(午前8:00から午後5:00まで営業)
対 象 地 域	事業所を中心に片道30分圏内(本荘地区、岩城地区の一部、西目地区、大内地区の一部、由利地区の一部)その他地域についてはご相談のうえ対応いたします。

2.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供いたします。当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合、給付制限等により利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

① 介護保険の給付の対象となるサービス(利用料金が介護保険から給付される場合)

以下のサービスについて介護保険から給付されます。また、加算対象サービスについては、契約者ごとの選択性となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と契約者が協議した上で通所介護個別サービス計画に定めます。

<サービスの内容>

(ア) 食事

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 栄養バランスを考えた献立表により、契約者の身体の状態による食形態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ 行事に合わせた食事や、季節ごとに旬な食事の提供を行います。

(イ) 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 身体状況により必要な介助(洗身、洗髪、更衣等)を行います。
- ・ 自宅での入浴が可能となるよう、浴室環境のチェック、身体機能の評価を行います。

(ウ) 排泄

- ・ 身体状況に応じた排泄介助を行います。
- ・ 排泄後の清潔保持を行います。

(エ) アクティビティ、機能訓練

- ・ 契約者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行います。また契約者の心身の疲労回復と気分転換が図れるようサービス提供いたします。
- ・ レクリエーション、趣味活動、季節ごとの行事、希望に応じた個別機能訓練を行います。
- ・ 個別機能訓練を希望される場合は、自宅での生活状況を確認し、日常生活を送るうえで必要な動作に関連した機能訓練プログラムとなるよう計画作成および評価を行います。

(オ) 口腔ケア

- ・ 歯科衛生士が口腔内の清潔保持や義歯の洗浄、手入れの仕方などの指導を行います。
- ・ 必要に応じ、歯科医と連携を図り、口腔内のトラブルなどに対し、助言を行います。

(カ) 栄養管理指導

- ・ 管理栄養士が健康状態に応じた栄養を考慮した食事の提案や、日常の食事に関する助言を

行います。

(キ)相談支援

- ・ 日常生活の中での困りごとや不安、サービス利用時の要望、家庭内での介護のことなど、契約者のみならず、在宅で介護を行う介護者へ対し、相談支援を行います。

(ク)送迎

- ・ 契約者の身体状況に応じた車両で送迎し、自宅内から車両までの移動支援を行います。
- ・ 電気やガス、水道、施錠などの確認も希望に応じて賜ります。

(ケ)その他

- ・ 上記サービス内容を実施するうえで、家庭的な雰囲気や、個々の状態に合わせた思いやりや、きめ細かい心遣いで職員はサービス提供を心がけます。生きがいや楽しみを見出す事ができ、語り合いの場、やすらぎの場となるようサービス提供を努めます。
- ・ 同性介助を基本としますが、職員配置により対応できない場合がございます。

② 利用料金（総合事業通所介護サービス）

(ア) 総合事業通所介護サービス基本料金（事業対象者、要支援1および要支援2の認定の方）

	利用者負担割合【1割】		利用者負担割合【2割】		利用者負担割合【3割】	
事業対象者および 要支援1	週1回程度 月4回まで	436円	週1回程度 月4回まで	872円	週1回程度 月4回まで	1,308円
	月4回を超えた 月あたり	1,798円	月4回を超えた 月あたり	3,596円	月4回を超えた 月あたり	5,394円
要支援2	週2回程度 月8回まで	447円	週2回程度 月8回まで	894円	週2回程度 月8回まで	1,341円
	月8回を超えた 月あたり	3,621円	月8回を超えた 月あたり	7,242円	月8回を超えた 月あたり	10,863円

(イ) 総合事業通所介護サービス加算料金

	利用者負担割合【1割】		利用者負担割合【2割】		利用者負担割合【3割】	
★口腔機能向上加算Ⅰ	月1回/150円		月1回/300円		月1回/450円	
★生活機能向上連携加算（Ⅱ）	月1回/200円		月1回/400円		月1回/600円	
★栄養アセスメント加算	月1回/50円		月1回/100円		月1回/150円	
★栄養改善加算	月1回/200円		月1回/400円		月1回/600円	
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	事業対象者お よび要支援1	88円	事業対象者お よび要支援1	176円	事業対象者お よび要支援1	264円
	要支援2	176円	要支援2	352円	要支援2	528円
科学的介護推進体制加算	月1回/40円		月1回/80円		月1回/120円	

★は選択による加算となります。希望された方のみ料金が発生いたします。

(ウ) 上記基本料金、加算料金の総額に下の加算が算定されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の総額単位数に9.2%を乗じた額
----------------	---------------------

③利用料金（通所介護サービス）

（ア）通所介護サービス基本料金【7時間～8時間未満のサービス提供時間】

	利用者負担割合【1割】	利用者負担割合【2割】	利用者負担割合【3割】
要介護1	658円/1回	1,316円/1回	1,974円/1回
要介護2	777円/1回	1,554円/1回	2,331円/1回
要介護3	900円/1回	1,800円/1回	2,700円/1回
要介護4	1,023円/1回	2,046円/1回	3,069円/1回
要介護5	1,142円/1回	2,284円/1回	3,426円/1回

（イ）通所介護サービス加算料金

	利用者負担割合【1割】	利用者負担割合【2割】	利用者負担割合【3割】
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/1回	44円/1回	66円/1回
科学的介護推進体制加算	月1回/40円	月1回/80円	月1回/120円
★入浴加算（Ⅱ） ※注1	55円/1回	110円/1回	165円/1回
★入浴加算（Ⅰ） ※注2	40円/1回	80円/1回	120円/1回
★個別機能訓練加算（Ⅰ） ※注3	56円/1回	112円/1回	168円/1回
★生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※注4	100円/1月	200円/1月	300円/1月
★口腔機能向上加算（Ⅰ） ※注5	150円/1回	300円/1回	450円/1回
★栄養アセスメント加算	50円/1月	100円/1月	150円/1月
★栄養改善加算 ※注6	200円/1回	400円/1回	600円/1回
送迎減算	-47円/片道	-94円/片道	-141円/片道

★は選択による加算となります。希望された方のみ料金が発生いたします。

※注1 基本的に自宅でお風呂に入れる環境がある方が対象となります。

※注2 基本的に自宅に浴室がないなどの環境が伴わない方が対象となります。

※注3 個別機能訓練を受けられる方は、※注4も併せて加算算定となります。

※注5 1ヶ月あたり2回を限度としております。

※注6 1ヶ月あたり2回を限度としております。

（ウ）上記基本料金、加算料金の総額に下の加算が算定されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の総額単位数に9.2%を乗じた額
----------------	---------------------

③ 介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の金額を契約者に負担いただく場合）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

（ア）食事の提供にかかる費用

契約者に提供する食事の材料費や調理費等にかかる費用（食事形態は問いません）

昼食代：650円（おやつ代を含む）

（イ）お弁当

1食：550円（おかず500円+ご飯50円）

ご希望に合わせ、おかずのみの提供もしております。

（ウ）レクリエーション等の活動

契約者の希望によりレクリエーション等の活動に参加していただくことができます。

参加費等：材料代等の実費をいただきます。

④ 利用料金のお支払い方法

利用料金及び費用は、1か月ごとに計算しご請求します。

1.口座振替

対応可能な銀行に関しては、別紙ご参照下さい。(毎月20日振替となります。)
手数料(100円)に関しては契約者様負担となります。

2.以下の指定口座への振り込み

秋田銀行本荘支店
口座番号：(普)951410
口座名義：企業組合ほっと 代表理事松本慶一
北都銀行本荘石脇支店
口座番号：(普)107169
口座名義：企業組合ほっと 代表理事松本慶一

3.現金での支払い

⑤ 利用の中止、変更、追加

利用予定日前に契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに担当介護支援専門員に申し出るとともに事業者にご連絡してください。ただしサービスの変更・追加については事業所の稼働状況により希望する日時に提供できない場合があります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。

利用予定当日での中止、変更につきましては昼食代をキャンセル料としてご負担頂きます。

3.事故発生における対応

サービスの提供時における人身事故、器物破損、災害等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、次の通り連絡を行うものとします。

- ①管理者へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。
- ②人身事故においては、直ちに救急車又は主治医へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。(必要に応じて、警察等にも連絡します)
- ③家族等へ連絡し、事故の状況、本人の状態等を説明します。
- ④契約者の担当介護支援専門員、その他利用している事業所等へ事故の状況、本人の状態等を報告します。
- ⑤必要に応じて、行政機関等へ届出し、適切な指示を仰ぐとともに、必要な措置を講じます。

4.事故発生後の対応

万が一、事故が発生してしまった場合、事実を迅速正確に整理・調査し、事故の要因分析、具体的な再発防止策を検討します。その上で、発生の状況や今後の対応について家族等々に十分な説明を行い、事故の経過や調査結果、改善策について詳しく記録します。

5.損害賠償について

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、契約者

に故意または、過失があると認められ場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

6.事業継続計画について

事業者は自然災害や感染症等により、通常の業務継続が困難とならないよう、あらかじめ事業継続計画を策定し、その計画をもとに事業継続のための代替サービスや事業の縮小などを準備する。年に2回机上訓練および実証訓練を行い、状況や職員体制に応じた対応を行い、見直しを検討する。

7.虐待防止措置

事業者は虐待の発生または、再発を防止するため以下の措置を講じる。

- ①虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を従業員へ周知する。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③従業員に対して虐待防止のための研修を定期的を開催するため研修計画を定める。
- ④虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに再発防止を講じる。

8.身体拘束等の適正化の推進

事業者は身体拘束等の適正化を図る観点から、以下の措置を講じる。

- ①身体拘束委員会を設置し、2ヶ月に1度開催するとともに、その結果を従業員へ周知する。
- ②身体拘束等の適正化を図るため、指針を整備する。
- ③従業員に対して身体拘束等の適正化を図るための研修を年に2回開催するため研修計画を定める。
- ④緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

9.苦情の受付について

当事業所では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様の相談・苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口をご利用いただき、何なりとお申し付け下さい。

常設相談窓口	通所介護ほっと	
苦情相談受付担当者	生活相談員	阿部 美智子、
相談解決責任者	管理者	鈴木 恵美
連絡先	TEL.0184-28-5525 FAX.0184-28-5526	

その他、下記の公共機関窓口でも相談・苦情を受け付けています。

由利本荘市 長寿生きがい課	所在地 由利本荘市尾崎17番地 電話番号 0184-24-6322 FAX.0184-24-6395 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
秋田県 国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市山王四丁目2番3 電話番号 018-862-3850 FAX.018-824-0043 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

<苦情処理を行うための処理体制及び手順>

1. 苦情受付担当者が苦情を受け付けます。
2. 受け付けた苦情は苦情解決責任者へ報告します。
3. 苦情解決責任者は申出者との話し合いによる解決に努めます。
4. 話し合いの結果や改善事項等を記録し、また、苦情解決結果の記録・報告を行います。
5. 個人情報に関するものを除き、実績を公表します。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所説明者)

所在地 由利本荘市石脇字田尻 28 番地 802

事業所名 通所介護ほっと

説明者 職氏名 生活相談員 阿部 美智子

私は、本書面に基づいて事業所説明者から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 由利本荘市

氏名

家族代表者又は代理人

契約者との関係 ()

住所

氏名

個人情報の使用に係る同意書

次に定めるとおり、私（ ）及び家族代表者は、企業組合ほつとが、私及びその家族代表者の個人情報を次の記載している利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

2. 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請、更新及び変更のため
- ② 契約者にかかる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、サービス事業者、介護支援専門員、自治体（保険者）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 契約者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 契約者の利用する介護事業所内の会議のため
- ⑥ 行政の開催する会議のため
- ⑦ 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合

3. 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外には決して使用しない。また、契約者とのサービスに係る契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- ③ この同意書は、企業組合ほつとが運営している事業所共通のものとする。

4. その他

企業組合ほつとが発行するおたよりや SNS に写真の掲載について。

写真の掲載に同意しません。 写真の掲載に同意します。

令和 年 月 日

契約者住所 由利本荘市 _____

氏 名 _____

家族代表者住所 _____

氏 名 _____ (続柄)

企業組合ほつと
代表理事 松本 慶一 様